

# ハラスメント防止規程

株式会社大隅工業

第1条 (目的) .....	1
第2条 (定義) .....	1
第3条 (禁止行為) .....	2
第4条 (懲戒) .....	3
第5条 (相談および苦情への対応) .....	3
第6条 (再発防止の義務) .....	4
第7条 (業務体制の整備) .....	4
第8条 (その他) .....	4
第9条 (附則) .....	4

## 第1条（目的）

本規程は、就業規則第18条に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントおよび妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という）を防止するために従業員が遵守すべき事項を定める。なお、この規程にいう従業員とは、直接雇用された者だけではなく、契約社員等の非正規従業員および派遣労働者も含まれるものとする。

## 第2条（定義）

パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

- 2、セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えることまたは性的な言動により他の従業員の就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向または性自認の状況にかかわらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。
- 3、前項の他の従業員とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての従業員を含むものとする。
- 4、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、従業員の妊娠・出産および育児等に関する制度または措置の利用に関する言動により従業員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性従業員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。
- 5、第1項、第2項および第4項の職場とは、勤務部店のみならず、従業員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

### 第3条（禁止行為）

すべての従業員は、他の従業員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、職場内において次の第2項から第5項に掲げる行為をしてはならない。また、自社の従業員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

#### 2、パワーハラスメント(第2条第1項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 暴行、傷害等の身体的攻撃
- (2) 脅迫、名誉棄損、侮辱、暴言等の精神的攻撃
- (3) 隔離、無視等の人間関係からの切り離し
- (4) 私的な事項に立ち入る等の個の侵害
- (5) 明らかに不可能な業務命令、目標の提示等の過大な要求
- (6) 合理的理由のない程度の低い業務命令等の過少な要求
- (7) その他、相手方および他の従業員に職権及び地位を利用して苦痛を与える言動

#### 3、セクシュアルハラスメント(第2条第2項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 容姿及び身体上の特徴に関する不必要的発言
- (2) 性的及び身体上の事柄に関する不必要的質問
- (3) わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- (4) うわさの流布
- (5) 不必要な身体への接触
- (6) 性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する為
- (7) 交際・性的関係の強要
- (8) 性的な言動への抗議または拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- (9) その他、相手方および他の従業員に不快感を与える性的な言動

4、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(第2条第4項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 「妊娠・出産、育児・介護に関する制度又は措置」の利用等に関する解雇その他不利益取扱いの示唆
- (2) 「妊娠・出産、育児・介護に関する制度又は措置」の利用に関する制度利用の阻害
- (3) 「妊娠・出産、育児・介護に関する制度又は措置」を利用したことに関する嫌がらせ等
- (4) 「妊娠・出産等」したことに関する解雇その他不利益取扱いの示唆
- (5) 「妊娠・出産等」したことに関する嫌がらせ等

5、部下である従業員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

#### 第4条（懲戒）

前条（第3条・禁止行為）に掲げる行為を行った場合、その程度に応じ、就業規則に定める懲戒処分を行う。

#### 第5条（相談および苦情への対応）

職場におけるハラスメントに関する相談および苦情処理の相談窓口は総務部とする。総務部は、担当者に対する対応マニュアルの作成および対応に必要な研修を行うものとする。

2、職場におけるハラスメントの被害者に限らず、すべての従業員は、パワーハラスメントや性的な言動、妊娠・出産・育児休業等に関する就業環境を害する言動に関する相談および苦情を相談窓口の担当者に申し出ることができる。

3、対応マニュアルに沿い、総務部は相談者のプライバシーに配慮した上で、被害者、行為者から事実関係を聴取する。また、必要に応じて当事者の上司、他の従業員から事情を聞くことができる。

4、前項の聴取を求められた従業員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

5、対応マニュアルに沿い、問題解決のための措置として、第4条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置を講じる。

6、相談および苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたことまたは事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

#### 第6条（再発防止の義務）

総務部は、職場におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底および研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、会社全体の業務体制の整備等、適切な再発防止策を講じなければならない。

#### 第7条（業務体制の整備）

所属長は妊娠・出産、育児や介護を行う従業員が安心して制度を利用し、仕事との両立ができるようにするため業務配分の見直し等を行う。総務部長は業務体制の整備について、所属長の相談に対応する。

2、従業員は会社が整備する妊娠・出産、育児や介護に関する制度を就業規則等により確認する。制度や措置を利用する場合には、早めに上司や総務部に相談し、制度の円滑な利用のために業務に関わる従業員との円滑なコミュニケーションを図るよう努める。

#### 第8条（その他）

性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や要因になり得ること、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ることから、このような言動を行わないよう注意すること。

#### 第9条（附則）

本規程は令和6年4月1日より実施する。